

香芝市立学童保育所指定管理者募集に伴う質問回答書

番号	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 1 ページ 1 施設の概要	各学童保育所における現在の職員配置（常勤及び非常勤別。また、放課後児童支援員及び補助員別）、勤務シフト及び配置人数を教えてください。	別紙回答 1 及び別紙回答 2 のとおりです。
2	仕様書 1 ページ 2(1) 法令の遵守	条例及び基準条例の遵守を前提とした計画を作成すべきでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	仕様書 2 ページ 2(4) 定員	弾力的受入れと条例遵守が両立しない場合の優先順位を教えてください。	回答 28 での回答のとおりとなり、適宜、指定管理者と市とで個別に調整を行います。
4	仕様書 2 ページ 3(1) 児童の保育及び健全な育成支援	現在利用している障害児及び配慮を要する児童について、学童保育所別人数及び職員の加配状況を教えてください。	配慮が必要な情報であるため、具体的な施設名については、回答を差し控えますが、全体で 193 人の対象児童が利用登録されています。また、加配については、全体で 34 人の職員の加配をしています（ただし、加配職員については、障害児及び配慮を要する児童専属の職員ということではありません。）。
5	仕様書 2 ページ 3(1) 児童の保育及び健全な育成支援	医療的ケア児の受入実績がある場合、施設名、人数、必要な支援内容を教えてください。	医療的ケア児の受入実績はありません。
6	仕様書 3 ページ 3(7) 施設の物品管理	各学童保育所の備品台帳について、確認させてください。	別紙回答 3 のとおりです。
7	仕様書 3 ページ 3(9) 利用にかかる実費相当額の徴収	現在徴収しているおやつ代及び教材費等の実費について、施設別に徴収金額及び年間収入実績を教えてください。	おやつ及び教材費等については、1 人当たり 2,000 円／月です。ただし、食物アレルギーの利用者については、おやつ持参対応につき、1 人当たり 1,000 円／月です。令和 7 年度実績について、施設別の費用については、本業務の選定に係るものではないと史料されるため、回答は、差し控えさせていただきますが、全体としては、25,355,045 円の収入実績となります。
8	仕様書 5 ページ 3(17) その他業務を実施するに当たっての注意事項	現職員の雇用条件及び優先雇用の範囲を教えてください。	本業務の選定に関するものでないため、回答は、差し控えさせていただきます。
9	仕様書 5 ページ 4(2) 指定管理料について	指定管理料に含まれる経費について、現在契約しているリース機器の契約内容や当該契約の引継ぎ可否について教えてください。	現在の指定管理者が契約締結しているリース物件は、各学童保育所に配置しているパソコン端末、事務所のコピー複合機及び下田学童保育所、三和学童保育所並びに鎌田学童保育所の補完教室に配置している計 3 台分です。なお、現在の指定管理者が契約締結をしているリース物件については、原則、契約を引継ぐことはできません。
10	仕様書 6 ページ 4(3) 管理運営経費について	「（イ）1 件当たり経費が 10 万円以下のものは、指定管理者が負担するものとする。」とあるが、これは、10 万円未満と解釈してかまいませんか。	10 万円未満として取り扱ってください。
11	仕様書 6 ページ 4(3) 管理運営経費について	過去の備品購入費や修繕費について、各学童保育所別に教えてください。	令和 7 年度における、備品購入費や修繕費については、問 18 での回答のとおりとなります。なお、施設別の費用については、本業務の選定に係るものではないと史料されるため、回答は、差し控えさせていただきます。
12	仕様書 6 ページ 4(3) 管理運営経費について	指定管理期間中に購入した備品の所有権について教えてください。	所有権については、市となります。そのため、廃棄の際は、市の承認が必要であり、指定管理期間終了後は、次期指定管理者へ継承されるものとします。
13	仕様書 6 ページ 4(3) 管理運営経費について	施設の老朽化状況及び今後 5 年間の修繕計画を教えてください。	本業務の選定に関するものでないと思料されるため、回答は、差し控えさせていただきます。
14	募集要項 3、4 ページ 4 質問事項の受付及び回答	追加資料を開示する場合は、質問期間及び申請期限を延長してください。	質問期間や申請期限の延長は行いません。
15	募集実施要項 4 ページ 6(3) 第 1 次審査 6(4) 第 2 次審査	評価する各項目の配点表を教えてください。	別紙回答 4 のとおりです。
16	募集要項 4、5 ページ 6(3) 第 1 次審査 6(4) 第 2 次審査	失格の基準は、ありますか。	募集要項 1 ページから 3 ページまでの「2(2) 申請者の制限」の規定のとおりとなります。
17	募集要項 5 ページ 6(4) 第 2 次審査	応募者の採点で、上位同点となった場合の取扱いは、どのようになりますか。	上位同点となった場合は、委員間での協議により決定します。

香芝市立学童保育所指定管理者募集に伴う質問回答書

番号	質問項目	質問内容	回答
18	募集要項 7 ページ 10(13) 収支計画書 (第 7 号様式)、自主 事業収支計画書(第 8 号様式) 及び当該積算 の参考資料	過去の運営実績を教えてください。	令和 7 年度実績 【収入】 1 指定管理料 222,612,000円 2 保育料等収入 60,263,000円 【支出】 1 人件費 226,385,354円 2 光熱水費 2,373,585円 3 保険料及び外注費 1,003,533円 4 備品購入費、消耗品費及び修繕費 5,049,000円 5 消耗品費 4,832,347円 6 事務所賃賃料、駐車場賃賃料等 6,184,421円 7 その他経費 37,046,760円
19	募集実施要項 7 ページ 11 事業計画書の記 載要領	第 3 号様式について、Word ファイルにて市ホーム ページに掲載されているが、他の拡張子のファイル (パワーポイント等)での作成は、可能ですか。	元の体裁を崩さないかたちであれば、可とします。
20	募集要項 9 ページ 15(1) 市及び指定管 理者との責任の分担	事故、苦情、改善指導等の実績を施設別に教えてくだ さい。	施設別の事故や苦情等については、個別案件につき回答は、差し控え させていただきます。なお、令和 3 年度から令和 7 年度までの間にお いて、本業務全体での損害賠償保険の利用実績はありません。
21	募集要項 9、10 ペ ージ 15(1) 市及び指定管 理者との責任の分担	児童数の増加に伴う追加人件費の負担及び指定管理料 の増額基準を教えてください。	児童数増加に伴って支援単位の増設を実施した場合は、回答 28 での 回答のとおり、適宜、指定管理者と市とで個別に調整を行います。
22	募集要項 9、10 ペ ージ 15(1) 市及び指定管 理者との責任の分担	5 年間の物価、最低賃金及び社会保険料の上昇への対 応を教えてください。	最低賃金等が上昇した際に伴う、指定管理料の再調整は、原則受け付 けていません。よって、各上昇する見込値(率)については、申請者 にて積算してください。
23	募集実施要項 10 ペ ージ 15(3) 引継ぎ業務	現在勤務している職員について、次期指定管理者によ る継続雇用は、可能ですか。 また、継続雇用が可能な場合は、継続雇用を希望し ている職員数(施設別、職種別)を教えてください。	香芝市学童保育所指定管理者業務仕様書 5 ページ目の「3 指定管理 者が行う業務の内容」の「(17) その他業務を実施するに当たっての注 意事項」の「オ 放課後児童支援員の雇用について」のとおりであ り、放課後児童支援員の雇用は、令和 8 年度時点において学童保育所 に勤務する者で引き続き勤務を希望する者を優先させることになるた め、可能です。引き続き勤務を希望しない者についてはこの限りでは ありません。 ただし、ヒアリングは実施していないため、現時点で引き続き勤務を 希望する者の人数は提示できません。
24	香芝市放課後児童健 全育成事業の設備及び運 営に関する基準を定め る条例第 10 条	学校の体育館、運動場、多目的室等の区画について は、学童保育所の定員を算定する上で、計上してよい でしょうか。	計上してはいけません。
25	運営指針 2 ページ 6(1) 施設	1. 8 平方メートルの位置付けや算定方法について確 認させてください。	運営指針に規定のとおり、確保に努めるべき規定となります。なお、 本規定が遵守されていない場合における指定管理者に対する処分等は ありません。 また、算出方法については、「遊び及び生活の場としての機能並びに 静養するための機能を備えた区画(以下本書において「専用区画」と いう。)÷定員」となります。
26	運営指針 2 ページ 6(1) 施設	面積基準(1. 8 平方メートル)に届かない学童保育 所について計画作成の前提を示してください。	運営指針に規定のとおり、確保に努めるべき規定であることを踏まえ て、申請者には、計画を作成いただきたいと考えています。
27	運営指針 2 ページ 6(1) 施設	面積基準(1. 8 平方メートル)を確保するための整 備費及び人件費の負担者を明確にしてください。	運営指針に規定のとおり、確保に努めるべき規定であります。整備や 人件費の負担者に係る回答は、本業務の選定に係るものではないと思 料されるため、回答は、差し控させていただきます。
28	香芝市立学童保育所条 例施行規則第 2 条 資料 6 学童保育所一 覧表	補完教室の使用及び定員の見直し予定を示してくださ い。	補完教室の増減があった場合は、適宜指定管理者と市とで個別で調整 を行います。なお、当該増減については、個別での発生事案となり、 申請者の全体の計画作成に影響はでないと思料されるため、回答を差 し控させていただきます。
29	資料 6 学童保育所一 覧表	延床面積ではなく、専用区画面積を教えてください。	別紙回答 5 のとおりです。
30	資料 6 学童保育所一 覧表	志都美学童保育所第 1・第 2 及び旭ヶ丘学童保育所第 1・第 2 は、それぞれ独立した区画ですか。	お見込みのとおりです。
31	資料 6 学童保育所一 覧表	学童保育所の見学は可能ですか。	申請者向けの見学実施の予定はありません。
32	資料 6 学童保育所一 覧表	各学童保育所の寸法入りの平面図等の閲覧は、可能で すか。	平面図等の閲覧は受け付けていません。

香芝市立学童保育所指定管理者募集に伴う質問回答書

番号	質問項目	質問内容	回答
33	資料 6 学童保育所一覧表	施設変更や移転に伴う費用負担を教えてください。	次のとおりとなります。 引越運搬費用：指定管理者 新施設の空調、通信、非常通報装置等の整備：市（ただし、通信について、建物に不随していないW i F i や携帯電話等は、指定管理者負担） 保護者への周知：指定管理者 一時的利用の代替施設借上賃料：市 休所等による保育料収入の減少：指定管理者
34	資料 6 学童保育所一覧表 資料 7 学童保育所入所状況等一覧表	登録児童数に基づく必要支援単位数を説明いただけます。	資料 6 記載の支援単位のとおりです。
35	資料 7 学童保育所入所状況等一覧表	日別利用人数及び最大利用人数を教えてください。	基本的には、資料 7 の情報をもとに申請者で計画作成をいただきたいと思います。そのため、回答については、差し控えさせていただきます。
36	香芝市立学童保育所条例施行規則第 2 条 資料 7 学童保育所入所状況等一覧表	定員を超えて受け入れることが認められる範囲を示してください。	定員を超える恐れがある場合は、適宜、指定管理者と市とで個別で調整を行います。
37	-	質問に対する回答を公募条件及び協定の前提として扱ってください。	本業務の選定に関するものでないと思料されるため、回答は、差し控えさせていただきます。
38	-	仕様書に記載する「弾力的受入れ」の根拠及び運用条件を示してください。	本業務の選定に関するものでないと思料されるため、回答は、差し控えさせていただきます。